

保管

婦人關係業務資料 第19

婦人問題相談

— 業務報告 —

勞働省婦人少年局

京都婦人少年室

は し が き

婦人少年局では、各婦人少年室を通じて、かねてより婦人の地位向上の見地から、婦人問題についての相談業務を行ない、問題の解決にあたってきました。

これは昭和37年1月より12月までの間に、各婦人少年室が取扱った婦人問題相談業務について、その相談内容をとりまとめたものです。

昭和37年 9月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き	1
1. 相談受理件数	3
2. 相談受理経路	4
3. 相談対象者の身上	4
(1) 年 令	5
(2) 結婚の状況	6
(3) 学 歴	6
(4) 職 業	7
4. 相談内容	9
(1) 売春問題	9
(2) 一般婦人問題	13
5. 措置状況	22
(1) 売春問題	23
(2) 一般婦人問題	28

1. 相談受理件数

昭和37年1月～12月に婦人少年室（婦人問題相談員および協働員を含む）が取扱った婦人相談件数は8875件で、前年より、27%増加している。

これを問題別にみると、佯人の身上に関する相談が3.1%、佯人の身上以外の一般相談が96.9%となっている。（カ一表参照）さらに83.1%を占める佯人別相談の内訳をみると売春問題に関する相談が3.7%、売春以外の一般婦人問題相談が99.4%となっていて、売春問題に関する相談は5%にも満たず、前年よりさらに減少している。

第1表 問題別相談受理件数

	件 数	%
総 数	8875	100.0
佯 人 別 相 談	7373	83.1
売 春 問 題	325	3.7
一般婦人問題	7048	99.4
一 般 相 談	1502	16.9

売春問題に関する相談の内訳は、転落防止に関するもの21.2%、更正に関するもの78.8%である。

なお売春問題に関する相談件数が減少傾向を示しているのは、売春防止法が施行されている現状、相談対象者のなかには、はっきり売春問題として相談をもちこむことをさける傾向があり、従って申立てのみでは売春正を明確に把握することができず、一般婦人問題として取扱ったものがあるため、この現象をもっと直ちに売春問題が激減したとはいえない。

以下は婦人問題相談のうち、佯人別相談のみについてとりまとめたものである。

2. 相談受理経路

婦人別相談の受理経路は、ほとんどが本人、家族が三者から始り、少くも（相談員または補助員を含む）へ申出てきることがあり、警察、福祉事務所などの他機関から依頼されたもの、発見によるものは少数である。

問題別にみると、売春問題相談では申出によるものがやや少なく（91%）こころも本人から直接申出のあったものは割増しが多い。

とくに転落防止に関する相談では、本人からの申出は少なく、家族が本人の身を案じて相談にきたものが多い。また婦人問題相談員、補助員の発見によるものが比較的多いのが目立っている。更生に関する相談では、中三者の申出によるもの、他機関から依頼されたものが比較的多い。これに対し一般婦人問題相談は、そのほとんどが申出によるものであり、なかでも本人から直接申出てきたものが大多数を占めている（表2参照）。

表2 相談受理経路

(%)

	総数	売春問題相談対象者			一般婦人問題相談対象者
		計	転落防止に関する相談	更生に関する相談	
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
申出によるもの	95.7 (100.0)	81.3 (100.0)	76.5 (100.0)	83.9 (100.0)	96.2 (100.0)
本人	(83.9)	(42.2)	(23.1)	(61.5)	(82.9)
家族	(1.3)	(1.3)	(6.2)	(13.4)	(8.6)
中三者	(6.8)	(18.0)	(7.7)	(23.1)	(6.5)
発見によるもの	1.2	6.2	17.6		1.1
他機関により	3.1	12.5	5.9	16.1	2.7

3. 相談対象者の身上

相談対象者の年令、学歴、結婚の状態、職業等、その身上についてみると、売春問題相談対象者と一般婦人問題相談対象者とではかなり異なっている。

すなわち、売春問題相談対象者は一般に年令が若く、既婚者は少なく未婚者が大半を占め、学歴はほとんどが義務教育のみ修了したものであるが、なかには現在中学校在学中のものもある。また63%のものは職業をもっているが、女給、豆飯、飲食店女中、サービス関係の仕事を任するものが多い。

(4)

これに対し、一般婦人問題相談対象者は、年令は30才代を中心として35才代から45才代層にまでひろがっており、また未婚者よりも既婚者が多い。

職業についても、小・中卒に多い旧中、新高生もかなり多く、なかにはある程度旧高専、大卒者もみられる。職業をみているものは55%であるが、農業、工員、事務員などはいめとして従事している職業は多岐にわたっている。

(1) 年令

相談対象者の年令構成をみると、売春問題相談では半数近い46%が20才未満のこころ若い層で占められている。さらに20才代が29%、30才代が17%で、40才以上は全くみられない。なかでも転落防止相談は年令が若く、20才未満が65%の多数を占め、20才代が24%、30才代は6%となっている（更生相談では、20才未満35%、20才代32%、30才代26%）。

一般相談は、売春問題相談に比べ一般に年令が高い。年令構成をみると、最も多いのは30才代の26%で、ここを中心にして40才代23%、20才代20%、50才代12%、20才未満8%、60才以上7%と、各年令層にひろがっている。（表3参照）

表3 相談対象者の年令

(%)

	総数	売春問題相談対象者			一般婦人問題相談対象者
		計	転落防止に関する相談	更生に関する相談	
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20才未満	8.8	45.9	64.7	35.4	7.6
20～29才	20.5	29.2	23.5	32.3	20.2
30～39才	25.3	18.7	5.9	25.8	25.5
40～49才	22.1				22.9
50～59才	11.9				12.3
60才以上	5.4				5.6
不明	6.0	6.2	5.9	6.5	5.9

(5)

(2) 結婚の状態

売春問題相談対象者のほとんどは未婚者である(79%)。とくに転落防止に関する相談対象者は未婚者が圧倒的に多く88%を占めている。

これに対し、一般婦人問題相談対象者は既婚者が大多数を占め(77%)、そのうち半数以上は有夫者であるが、死別者、離別者が少なくない。(オチ表参照)

第4表 相談対象者の結婚の状態 (%)

	総 数	売春問題相談対象者			一般婦人問題相談対象者
		計	転落防止に関する相談	更正に関する相談	
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
未 婚	23.4	79.2	88.2	74.2	21.4
既 婚	75.2	20.8	11.8	25.8	77.2
有 夫	42.0	10.4	11.8	9.7	43.1
死 別	23.3	2.1		3.2	24.1
離 別	10.0	8.3		12.7	10.1
不 明	1.3				1.4

(3) 学 歴

売春問題相談対象者の学歴は他く、7割弱は小、高小、新制中学卒業、1割強は中学在学中あるいは義務教育未修了者で、残りの2割弱は、学歴不明である。とくに転落防止に関する相談対象者には義務教育未修了者ならびに中学在学中のものがそれぞれ12%あり注目される。

一方一般婦人問題相談対象者は学歴に巾があり、義務教育以下(未修了、在学中を含む)が24%、旧高女、高校卒および在学中が28%、旧専、短大、大学卒および在学中が5%となっている。(オチ表参照)

第5表 相談対象者の学歴 (%)

	総 数	売春問題相談対象者			一般婦人問題相談対象者
		計	転落防止に関する相談	更正に関する相談	
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
義務教育未修	1.0	6.2	11.8	3.2	0.8
小、高小、中卒	45.3	68.7	70.6	67.7	44.5
中学在学中	0.8	6.2	11.8	3.2	0.7
旧高女、高校卒	26.5				27.4
高校在学中	0.7				0.8
旧専、短大卒	4.0				4.1
短大、大卒在学	0.4				0.4
不 明	21.3	18.7	5.9	25.8	21.4

(4) 取 業

売春問題相談対象者のうち過半数(63%)は取業をもうけている。更生に関する相談対象者では半数(53%)は取業をもうっており、このなかには正業の産にかくれて売春を常習としているものもある。更生相談対象者の取業は、バー、キャバレーの女給、芸妓、料理飯食店の女中身、カーヒス関係の取業に従事するものが多い。転落防止に関する相談対象者では74%が取業をもうっており、料理飯食店、女中、バー、キャバレー女給、芸妓などのサービスの取業のほかには工賃、店員、農林従事者などもそれぞれ1割前後みられる。なお前項にも述べた転落防止に関する相談対象者のうち12%は中学生である。(オチ表参照)

第6表 売春問題相談対象者の職業 (%)

	計	転落防止に 関する相談	更生に 関する相談
総 数	100.0	100.0	100.0
計	62.5 (100.0)	76.4 (100.0)	54.8 (100.0)
バー、キャバレー、サザン	(36.6)	(15.4)	(52.9)
料理屋、飲食店、女中	(20.0)	(30.7)	(11.8)
芸 伎	(16.7)	(15.4)	(17.6)
家 庭 女 中	(6.7)	()	(11.8)
工 賃	(6.7)	(15.4)	()
店 賃	(6.7)	(15.4)	()
農 業	(3.3)	(7.7)	()
内 販	(3.3)	()	(5.9)
中 学 生	4.2	11.8	
無 職 者	29.1	17.8	38.7
不 明	4.2		6.5

一般婦人問題相談対象者のうち職業を問うものは55%を占め、その職業は農業、工賃、事務員、内販者、日雇、店賃をはじめとして多種多様にわたっており、医師、薬剤師、教員などの専門的職業に従事するもの、会社役員などの管理的職業に従事するもの等もわずかにあるがみられる。無職者は43%を占めているが、そのほとんどは一般家庭の主婦である。なお学生は1%である。(オク表)

4. 相談内容

相談の対象者はいろいろ複雑な問題をかかえ、その相談内容は多種多様にわたっており、しかも1人でいくつもの相談事項をもちこむ場合が少なくない。これらの相談内容を大まかに分類したもの(オ8表)がある。以下、事例をあげながらこれらの相談内容について述べてみよう。なお、相談事例の措置については、5. 措置状況の項で述べることとした。

(1) 売春問題

まず、売春問題相談のうち転落防止に関する相談として持ち込まれたものは、このまま放置しておけば転落する危険があると考えられるものであり、相談内容は、家出人

の捜査、就取先の実情調査等の調査依頼が27%、前借金のかたがわりに売春を強要される等の就取先の問題が同じく27%で両者が最も多く、次いで本人あるいは家族の生活費等依頼(24%)、保護施設への入寮、生活保護のあつせん等、社会保障の運用についての相談(12%)が多くなっている(オ8表参照)。

第7表

一般婦人問題相談対象者の職業 %

総 数	100.0	
計	54.7	(100.0)
農 業	9.2	(16.8)
工 賃	7.3	(13.3)
事務員	5.0	(9.1)
内 販	3.1	(5.7)
日 雇	3.0	(5.5)
店 賃	3.0	(5.5)
商 店 主	2.4	(4.4)
旅館、飲食店	2.1	(3.8)
公務員	1.8	(3.3)
有職者 吹奏楽、給食婦	1.4	(2.6)
外 交 員	1.3	(2.4)
家庭 女 中	1.3	(2.4)
女 給、芸 伎	1.3	(2.4)
自営業主(商店主)	1.2	(2.2)
行 間	1.1	(2.0)
そ の 他	10.2	(18.6)
大学、高校、中学生	1.4	
無 職 者	42.5	
不 明	1.4	

〔事例1〕

K子の父親(45才)は肺結核にかかり療養生活3年の後健康をとりもとし、給食の事務員として月給16,000円で勤務している。母(41才)は炊事婦をしていたが、脈管硬化症のため手術し現在臥床中である。兄(16才)は盗みをはたらき保護観察中の身である。

K子は中学3年生であるが家庭がごたごたして面白くないので、友人に誘われて昨年クリスマス頃より喫茶店にアルバイトに行きはじめた。夕刻より店に出、夜12時すぎに帰宅し、時には泊まってくることもある。はじめは冬休みの間だけということだったが、3学期がはじまってもアルバイトをやめようとしな。学校には出席している。

大阪に居住するK子の伯母が、子供がないのでK子が中学を卒業したら養女にほしいといっており、大体そのつもりでいたのだが、こんな様子では心配である。早く大阪へやってしまったほうがよいものかどうか、母親より協同勇を通して相談にきた。なおK子の下には11才、10才の妹がいる。

(17才女、未婚、中学在学中)

〔事例2〕

Y代は幼い頃から芸事が好きで、小学生の頃から日舞を習っていた。これを知った芸妓屋Kが、Y代が15年、中学を卒業するのを待って、芸者になる気はないかとすすめた。その頃、Y代の兄(19才)は大学入試期であり、父親(47才)は商売の資金

表8 元春問題のち取
居防止に関する相談 (2)

取居防止に関する相談件数	100.0
調査依頼	29.4
就職先の問題	29.4
生活指導	23.6
社会保障適用あつせん依頼	11.8
家庭内の問題	5.9
意見(相談意欲のなかつた)	17.6

注) 一人で2件以上の相談事項をもちこむものがあるため、各項目の合計は100%を超える。

づりに苦しんでいそ先先だったので、父親はこの話に乗見とまり、Y代も親計が豊かになり兄の学費も送金できるのならと存え、父親と共に福岡に出向きKに会った。Kは「18才に達した座敷へ出し、花代の7割は本人に渡す。1人前になれば月4~5万円の収入があるので、衣服費その他を差し引いても月15,000円は軽くとれる。」といひ、父親は前金として3万円受けとった。現在Y代は踊りのけいこ以外はK家の假事の下働きをしている。

本年3月、父親が商売の途中福岡に下車し、Y代に面会したところ、Y代は本年10月正式に座敷へ出ることになるが、先輩の話をきくと勇を沈めねばならぬといふこと、勇を沈めてまで続けたくはない、早く帰れるようにしてほしいと懇願した。父親は次第警を、早速その足でK家を訪れ、娘を家に引きとりたい旨申し出たところ、Kは今まで2年間にかけた費用約13万円(下宿代4,500円、踊りけいこ代42,000円、その他衣料代8,000円)と最初に父親に渡した3万円、合わせて16万円を支払えばY代を計るかえに渡すと答えた。

父親は金額をすぐに調えることはできないが、何とか娘を呼びもどしたいのでどうすればよいか室に相談にきた。(17才女、中学卒)

受生に関する相談として持ち込まれたものは、児童常習者から保護受生について援助を求めてきたものおよび更生婦人から更生局の保護指導を求めてきたものであり、その相談内容は、本人および家族の生活指導を求めてきたものが36%、更生後の生活を安定させるため就職先をさがしてほしいというもの、23%、家出した娘が児童常習者になつていふやうなのでさがしてほしい等の調査を依頼してきたもの16%、前借金を解決してほしい等、就職先での問題の解決について援助を求めてきたもの13%などが主なものである。(表8参照)

〔事例 3〕

対象者 M 子の父親（57 才）は農業を営んでいるが、精神病のため収入はほとんどなく、生活扶助を受けている。M 子は中学卒業後、家庭女中として 2 年半勤務したが、その後慢性腎臓病で 2 ヶ月入院。同じ頃、母親（47 才）も更年期障害で入院した。このため医療費、生活費がかさみ、M 子は病気が回復すると同むなく、昨年 7 月から P につとめはじめた。つとめて間もなく店主より売春を強要され、性病にかかり、保健所に受診に行ったところ、保健所で婦人受孕室のことでいきなり、昨年 7 月、室へ相談にきた。室は直ちに県婦人相談所へ入所させたが、通所が無断で飛び出し、また元の P へつとめていた。

しかし P では月収 6,000 円で借金がかさむばかりなので、本年 2 月再び室へ相談に訪れ、どこかまじめなところへ店員として住み込みたい旨申し出た。なお P には借金が 8,000 円残っている。（22 才、未婚、中学卒）

第 9 表 売春問題のうち更生に関する相談（%）

更生に関する相談対象者数	100.0
生活指導	35.5
就労問題	22.6
調査依頼	16.1
就労先の問題	12.9
社会保障適用あつせん依頼	9.7
家庭内の問題	9.7
結婚問題	6.5
子供の問題	3.2
その他	6.5

注）オ 8 表の注と同じ。

(2) 一般婦人問題

一般婦人問題相談では、就労問題（22.6%）、家庭内の問題（17.9%）、子供の問題（10.1%）、離婚の問題（9.4%）等をはじめとして、就労先の問題、社会保障の問題、生活指導依頼、調査依頼、土地、住居の問題、財産分与の問題等、相談内容は多岐にわたっている（オ 10 表参照）

第 10 表

一般婦人問題相談内容 %

相談対象者総数	100.0
就業問題	22.3
家庭内の問題	16.9
子供の問題	10.1
離婚の問題	9.4
就労先の問題	9.9
社会保障の問題	9.7
生活指導依頼	4.6
調査依頼	3.7
土地住居の問題	3.6
財産分与の問題	3.3
結婚問題	2.7
貸借問題	1.9
男女間の問題	1.5
就業指導援助	1.3
内取問題	1.3
その他	4.5
発見（相談意欲の助成）	0.9

一般婦人問題相談のなかで最も件数の多いのは、就労に関する相談であるが、その内容の就労のあつせん依頼、就労についての援助指導を求めてきたものなどである。これら就労に関する相談は、背後に家庭内の問題、離婚問題などがからんでいる場合が多い。

〔事例 4〕

対象者 K 江の夫は自動車運転手をしてしたが、2 年前県外に出張したまま家に帰らない。女性関係があるようである。

そのため K 江は電々公社建築現場で臨時の雑役婦として働いていたが建築完了のため仕事がなくなり解雇された。現在、子供 2 人（13 才の女子、6 才の男子）とともに向借生活をしているが、生活が苦しいので適当な就労口はないかと室に相談にきた。（45 才、高小卒、有夫）

注）オ 8 表の注に同じ

次に家庭内の問題に關する相談についてみると、その内容はとくに複雑で、種々の問題と重なりあっている場合が多い。相談内容は、ヤノ表にみられるように、家庭全済の困窮を訴えてきたもの、夫婦、嫁姑、親子等、家庭内の紛争の解決を求めてきたものなどがほとんどであるが、老人、病人、精神衰弱者をめぐる扶養の問題等も持ち込まれている。

なお、家族間の紛争とくに夫の女性関係、怠惰、浪費あるいは夫婦の不和、嫁姑の不和、夫の家族と嫁の不和は後述する離婚の問題とも密接につながっているが、相談内容の分類にあたっては、はっきり離婚したいという意図を表明しているもののみを「離婚の問題」として分類した（ヤノ表参照）。

第11表 一般婦人問題のうち家庭内の問題に關する相談

該当相談対象者数	100.0
家庭全済の困窮	22.5
夫の女性関係	16.2
夫の暴力、怠惰、浪費	13.5
夫婦間の紛争	11.7
嫁姑間の紛争	9.9
家庭内人間関係の不調	9.0
親子間の紛争	7.7
家族の病弱、非行等	7.3
夫の家族との不和	4.5
親、家族の無理解	4.1
老人の扶養	3.6
病人、精神者の扶養	2.3
相続人の問題	1.4
親せき間の紛争	0.9

注) ヤ8表、の注に同じ

〔事例6〕

対象者S子は、岡山市で自動車運転手をしていた現在の夫と、ノ々年前に結婚、同時に夫は運転手をやめ、K町でS子の父母と同居、共に農業に従事するようになった。しかし耕地が少なく収入が思わしくないので、夫は再び岡山市で運転手となった。はじめはK町より通勤していたが、朝が早いので時々会社の寮に泊るようになり、そのうち女性関係ができて、もう2年位家にも帰らないし送金もしてこない。家には小学生の女児2人がいる。

夫に女性関係を清算してほしい。そのためには会社をやめてK町へ帰り、家にいてできる仕事についてもらいたいと思うがどうしたらよいかと相談に来室した。

（35才、有夫、高女卒）

〔事例7〕

対象者Tは、25年前、開業医をしていた夫のもとに後妻として嫁いできた。当時先妻の娘はどの夫と共に別の土地で医者をやり、その子供達（男児2人、夫の孫にあたる）はTが育てた。そのうちTの夫は死亡し、また娘の夫も死亡して娘は家へ帰ってきた。

現在、家には娘くさくオと、Tの育てた娘の長男（医者を継いで開業）夫婦が住んでいる。3人は、争々にTを邪魔にするので、ついに居たたまれず家を出、親類の家を転々としている。生活費は全くもらっておらず、今後どうしたらよいのか不安になって相談に来た。なお妻の次男は東京で会社員をしている。

（62才、死別、学正不明）

子供の問題では、子供の教育指導の方法について相談を求めてきたものが最も多い。このほか、母親が何事にも出るため、病弱のためあるいは不在のため、子供を保育園、乳児院等へあずけたいので施設をあっせんしてほしいとか、非行少年少女の保護指導、子供の就職進学問題、子供の転校の問題、積滞児、精神異常者の措置等について相談も多くみられる。（ヤ12表参照）

〔事例 8〕

対象者K子の夫は大工職で生活程度は普通である。数年前から長男(ノ8オ)が不良の仲間に入り、非行を重ねたため、観察処分を受け、保護観察中の身であった。ところが昨年夏、長男が突然家出し、行方不明となつてしまったが、この度本人から使りがあつて、静岡の自動車修理工場へ住みこんで働いているということである。母親として今後どのような措置をとったらよいかと相談を受けたもの(44オ、小中学、有夫)

〔事例 9〕

対象者M子の夫は5年前から精神病で入院し、3人の子供(7オ、7オ、7オ)はお手伝いの婦人に頼んで、本人は公務員として勤務をつづけていた。この度お手伝いの婦人が急に都合でやめてしまったのでしばらくの間、子供達を夫の実家にあすけたところ、皆に可愛がられ、子供もなついている。しかし、このまま預けておくのでは母子が別々に暮さねばならず、それも残念なので残念なので何とかよい対策はないだろうか相談に希望した。(36オ、高中学、有夫)

第12表
一般婦人向題のうち、子供の
向題に関する相談 %

該当相談対象者数	100.0
子供の教育指導	25.0
子供を施設へあすけたい	17.4
子供の非行	16.7
子供の就学・子供の取組の向題	9.8
精神異常児の向題	8.3
子供の進学	8.3
子供の進路(進学・就職)	3.8
子供の結婚	3.0
子供の就学	2.3
不在中の子供の世わ	2.3
養子をはしい	1.5
長欠児の指導	1.5
私生児の措置	1.5
子供の健康、身体不自由児	1.5
その他	5.3

注) 36オ表の注に同じ

離婚に関する相談のうち最も多いのは夫と離婚したい相談にのつてほしいというもので、約48%を占めている。離婚したい理由としては夫の女性関係、夫の怠惰、浪費、姑との不和、夫の家族との不和などがあげられる。分類にあたっては、さきにも述べたとおりはっきり離婚したい意志を表明したもののみここに分類し、離婚すべきかどうか迷っているようなものは、家庭内の向題として分類した。

次いで多いのは離婚後に残された向題の解決について相談を求めてきたもの(26%)であるが、その内訳は、離婚後の生活のための就取あつせん依頼、子供の養育費の請求、慰謝料の請求、先夫の乱暴、先夫から復縁を迫られている等が主なものである。

このほか夫あるいはその家族から離婚を強要されているがいかに対応したらよいかという相談もかなりみられる(オ13表参照)

〔事例 10〕

対象者T子は高校卒業後、事務員、キャバレー女給などをしてきたが、3年前キャバレーで、トビ職をしていた現在の夫(27オ)と知りあい結婚した。間もなく夫は傷害罪で刑務所に入り、T子は再びキャバレーにつとめた。夫が出所してから夫の家族(父60オ、母48オ、弟24オ、21オ、18オ、15オ、13オ)と同居、昨年9月女児を出産した。夫は仍こうとする気持は全くなく、かけ事にこり、しかも本人に対しては打つ、けるの乱暴をし、時には勤務先にまで来て乱暴をする癖である。T子はキャバレーで得る収入(1日約1,300円)の全額を家に入れているが、夫の家族が多い上に、住んでいるのは本人と、今春中学を卒業した夫の弟の2人だけなので生活は極めて苦しく、子供のミルク代にも事欠くている。夫の母はT子が乳児をおいて働きに出るのでよい顔をしな、T子の実家では、T子の夫および弟たちに犯罪者的素質があるといつて交際を断っている(夫の弟のうち1人は少年院に入院中、2人は少年院あるいは少年鑑別所に入所していたことがある)。

相談に来望した前夜は、夫に乱暴されるのが恐しくて友人の家に泊った。このままでは将来の望みももてないので、離婚したいと思い相談にきた(24才、初婚、高校生)

第13表、一般婦人問題のうち、離婚の問題に関する相談%

該当相談対象者数	100.0	
離婚したい	48.4	
離婚後の問題	25.8	100.0
就労あっせん依頼		25.0
子供の養育費請求		18.8
慰謝料請求		12.5
先夫の乱暴		12.5
復縁		12.5
財産分与の請求		9.4
子供をひきとりたい		9.4
荷物なひきとりたい		9.4
医療費の請求		6.3
子供の認知		3.1
親族者の変更		3.1
住居あっせん依頼		3.1
離婚を強要されている	19.4	
離婚させたい	4.0	
離婚調停裁判について指導援助	2.4	

(注) 第8表の注に同じ

〔事例II〕

対象者S子は25才の時最初の結婚に失敗し、その後洋服店の助手として働いていたが、一昨年、仲に立つ人があって、中学3年の男児と始のある20才の男と再婚した。結婚する時の話では

一昨年の結婚とS子に関する相談の経過について

離婚に関する相談のうち最も多いのは、夫と離婚したいのに相談のつて結婚してしまったらその約束は実行されないばかりか、S子の入籍もせず、牛馬のように扱われるので、がまんできず半耳あまりで実家に逃げ帰ってきた。現在は実父に養って貰った15坪の家に住み洋服店の助手として働いているが、最近夫が復縁をせまって再三訪ねてくる。S子は子供や始には全く愛情を感じないが夫に対しては今も愛情をもっており、復縁すべきかどうか迷っているのが相談にのってほしいといってきた。

(24才、離婚、高校生)

就労先の問題に関する相談では、不当解雇を訴えてきたもの21%、退職金が支払われない、退職したいが許さしてくれない等、退職にかかわる紛争の解決を求めてきたもの20%、貸金未払、超過勤務手当未払等、貸金に関する問題の紛争について解決を求めてきたもの17%、雇用主、先輩、同僚等、職場における人間関係の調整を求めてきたもの13%などが多い。(カノ4表参照)

〔事例12〕

対象者N子は、7年前中学校卒業と同時にK紡績全社に集団就職した。最近、会社で職場の配置がえがあり不満に思っていたところ、この度、会社の希望退職者を募ることになり、これに応じれば退職条件よいので、この際退職しようと考えている。

退職後はF町で小料理屋を営んでいる仲の店で働きたい。これらのことについて協賛者へ相談にきたもの。なおN子は以前から協賛者へ出入りをしていました。

(24才、未婚、中学生)

〔事例13〕

対象者H子は、中学卒業後、市内のJ商店に勤めていたが、35年17月より翌年3月までノイローゼの疑い入院。その後自宅に静養している。この度、病院から診療費69,000円を請求されJ商店を解雇されていることを知った。本人の知らない間に勤務

先を解雇されたこと、従って健康保険被保険者の資格も消滅しているため診療費の支払いに困ること、以上の2点について協働員に相談にきた。(20才、未婚、中学年)

社会保障の問題に関する相談では、医療扶助、生活扶助等の生活保護受給についてあつせんを依頼してきたものが42%で、最も多く、次いで生活資金、修学資金、事業資金等の母子福祉資金借入あつせんを依頼してきたもの20%、児童扶養手当受給あつせん依頼13%、母子福祉年金、身体障害者福祉年金、遺族年金等の年金受給あつせん依頼13%、労働者災害補償保険、失業保険、健康保険等、各種社会保険の受給あつせん依頼12%、養老院、母子寮、一時保護施設、医療施設等、各種社会施設への入居あつせん依頼10%となっている。(中15表参照)

第14表 一般婦人問題のうち就職先の問題に関する相談 (%)

該当相談対象者数	100.0
解雇問題	21.2
退職問題	20.2
賃金問題	17.3
人間関係	12.5
労働時間	8.7
労働条件一般	4.8
財金、荷物をひきたい	3.8
安全衛生	3.8
風紀	2.9
身分(臨時工)	2.9
借金返済	1.9
人権侵害	1.9
その他	10.6

(注) 中8表の注に同じ

第15表 一般婦人問題のうち、社会保障の問題に関する相談 (%)

該当相談対象者総数	140.0
生活保護適用あつせん依頼	41.5
母子福祉資金借入あつせん依頼	19.8
児童扶養手当受給あつせん依頼	12.9
各種年金受給あつせん依頼	12.9
各種社会保険受給あつせん依頼	11.9
各種社会施設入居あつせん依頼	9.9
世帯更生借入あつせん依頼	1.0

(注) 中8表の注に同じ

〔事例14〕

対象者M子は半盲で、アシマを業としている、5年前前夫に死別した。長女(14才)も眼が不自由で市内の盲学校に通っている。

M子は、盲人4人と一諸に共同で部屋を借りて生活しているが、乳癌の手術をしてから腕に力が入らなくなり、生業のアシマが出来なくなってしまった。このため部屋代2000円も支払えなくなり困っている。で、何とか母子寮へ入寮できないものかと協働員を通して相談にきた(42才、死別、学正不明)

調査依頼に関する相談は、行方不明になった夫、親子、兄弟姉妹等の家族のそう直を依頼してきたもの3.5%、これから就職しようとする取場の現状あるいは家族、知人のついでにいる取場の現状等、取場の現状調査を依頼してきたもの25%、中3者の生活状況調査依頼22%、別居している家族の生活状況調査依頼18%である。(中16表参照)

第16表 一般婦人問題のうち、調査依頼に関する相談 (%)

該当相談対象者総数	100.0
行方不明の家族のそう直	3.5
取場の現状	25.0
中3者の生活状況	22.4
別居家族の生活状況	18.4

(注) 中8表の注に同じ

〔事例 15〕

対象者H子の夫は福岡県で上場をしていたが、5年前県外就労のため単身家を出た。向もなく神戸に到着したので出てくるようにという知らせがあったが、夫の収入が少なく不安だったので、出ていかなかった。その後全く音信がなく、生活費にも困り、夫あて手紙を出したところ宛名人不明でもどってきたので、36年10月、夫の住所について室に調査を依頼してきた。室では早速兵庫婦人少年室に連絡し、夫の居所を調査したが遂に不明であった。H子には小学生の子供が2人おり、現在クリーニング店で働いているが単独なので生活扶助を受けている。

ところが最近、神戸の夫から突然、子供を連れて引越ししてくるようにいう手紙を受けとった。果して神戸に行って親子4人が生活できるか不安なので、神戸における夫の生活状況を調べてもらいたいと協賛員を通して依頼してきた。

(31才、有夫、小学生)

〔事例 16〕

対象者工子は和歌山県M町の保育園に住込み保育士として働いている。両親はない。

最近、新聞広告の求人欄をみて、名古屋のY観光株式会社の受付係に書面で応募したところ、たちちに採用が決定された。しかしY観光株式会社の事業内容や従業員の就業状態等が全く不明であること、それにむかかわらず給与その他の条件が非常によいことなどから疑問を抱き、Y観光株式会社の事業内容について書面で室に調査を依頼してきた。(22才、未婚、学歴不明)

5. 措置状況

相談対象者から持ちこまれた問題を解決するためには、いくつかの措置をあわせて行なう場合が多く、また他機関の協力を得て解決をはかっているものも少なくない。

(1) 転居問題

転居の転落防止に關する相談で最も多くとられる措置は、本人および家族に行なった生活指導(41%)ならびに本人の動向、就労先の状況などの調査実施(24%)である。次いで就労先あるいは家庭内における紛争の処理(24%)、婦人寮入所あるいは生活保護適用などの保護措置あつせん(24%)、労働基準局通達署、警察など他機関へ引渡し(18%)などである(オノ7表参照)。

更生に關する相談に対してとられた措置は、本人および家族に行なった生活指導が最も多く半数以上(55%)を占めている。このほか婦人寮入所などの保護措置あつせん(23%)、本人の生活状況や就労先の状況などの調査実施(19%)、就労あつせん(19%)等の措置が多くとられている(オノ8表参照)。

転落防止相談、更生相談ともに措置のうちで最も多かった生活指導は、本人あるいは家族に対して、生活態度、生活設計などについて指導援助したものであり、紛争の処理、就労あつせんなど他の措置とあわせて指導を行なっている。ことに相談対象者は、転落原因ともみられる本人の性格的欠陥、問題をもつ家庭環境、経済的困窮など、複雑な問題をもっているもので、一旦、更生したかのようにみえても、また新たな問題を引き起こす場合も少なくないので、措置後も引き続き忍耐強く、くり返し指導していく必要がある。

第17表

売春問題のうち転落防止に関する措置状況

(%)

転落防止に関する相談対象者数	100.0	
生活指導	41.2	
調査実施	41.2	(100.0)
本人の動向	35.3	(85.7)
就労先の状況	5.9	(14.3)
紛争の処理	23.5	(100.0)
就労先(借金)の問題	17.6	(74.9)
家庭内の問題	5.9	(25.1)
保護措置のあつせん	23.5	(100.0)
婦人寮入所あつせん	11.8	(49.8)
生活保護適用あつせん	5.9	(25.1)
帰郷	5.9	(25.1)
他機関への引渡し	17.6	(100.0)
労働基準局、監督署	11.8	(66.5)
警察関係	5.9	(33.5)
その他	11.8	
未処理	5.9	

注1 一人につき2以上の措置をとったものがあるの
で、各項目の合計は、100%を超える。

(事例1(10頁記載)の措置)

喫茶店にアルバイトに行っている中学3年のK子の母親から、K子を大阪の伯母のところへ養女にやるべきかどうかの相談を受けたが、K子は家庭が面白くないためにアルバイトをはじめたものであって、転落寸前のように思われる。婦人相談員は母親に面接し、まずK子のアルバイトをやめさせること、今すぐ大阪のような大都会に養女にやることは転落のおそれが多分にあるので、

それよりもしばらく親許へおいて監督すること、それには家庭が明るく暖かくなければならないこと、なお学校との連絡を密にすることなどを指導した。

その後母親より、大阪へ養女にやることは一時見合わせた旨報告があり、なお学校からのあつせん、今春、中学校卒業と同時に市内の印刷所に就労することが決まったこともあわせて報告があった。

第18表

売春問題のうち更生に関する措置状況

(%)

更生に関する相談対象者数	100.0	
生活指導	64.5	
保護措置あつせん	22.6	(100.0)
婦人寮入所あつせん	16.1	(71.6)
医療扶助適用あつせん	3.2	(14.2)
家庭復帰	3.2	(14.2)
調査実施	19.4	(100.0)
本人の生活状況	12.9	(66.5)
就労先の状況	6.5	(33.5)
就労あつせん	19.4	(100.0)
工賃	6.5	(33.5)
家庭女中	3.2	(16.5)
寮の留守番	3.2	(16.5)
下調	6.5	(33.5)
内取あつせん	3.2	
他機関への引渡し	3.2	(100.0)
家庭裁判所	3.2	(100.0)

注、第17表の注に同じ

〔事例 2 (10頁記載) の措置〕

父親から事情を聴取した室では直ちに福岡婦人少年室に電話を入れ、Y代の身柄解放について依頼するとともに、労働基準局にも意見を聞き、また父親に対しては若者置屋の内情を説明し、親は子供の替まをもっと慎重に考えるべきで、今回のことについてはその軽率さを十分反省するよう促した。

一方、連絡を受けた婦人少年室では、求福した父親を伴って児童署へ行き、種々相談した結果、法の違反は明らかではあるが、この場合Y代の身柄を一日も早く引きとることが先決なので、いくらかの金を用意してK方へ交渉に行くことに決め、この日はKにあわずに父親は一旦長崎へ帰った。

数日後、父親は金をこしらえて再び求福、児童署係官同輩のうえK宅を訪れ、交渉した結果、1/14,000円(月謝48,000円、食費36,000円、前借30,000円)を父親が支払うことに決めた。その日、父親が持参した20,000円を支払い、残り44,000円は毎月3,000円ずつ7年間に分割払いし、なお残りの8,000円については棒引きすることに決定した。この日Y代は父親とともに長崎の自宅へ帰った。

その後、父親よりY代が無事に帰れたことを感謝するとともに、現在Y代は東京の伯母宅で落着いた生活をしているとの報告があった。

〔事例 3 (12頁記載) の措置〕

M子は店員として就職することを希望しているが、店員よりも堅実な家庭のお手伝いさんとして住込んで方が、以前の経験も生かせるし、本人の更生にも役立つと見え、E大教授で若春岡崎にも理解あるS宅へ住込ませることとした。パーPへの借金8,000円の返済についてはS方より4,000円、婦人保護対策協議会の小口貸付から2,000円を借用、支払いをすませた。なおS方へは毎月2,000円ずつ、協議会へは毎月300円ずつ返すこと

とした。

約3ヵ月、S方で明るく働いていたが胃腸を患い、5月初旬、親許へ帰った。

5月末、室へM子が訪れ、結婚したいので更生資金の貸付を受けたいが手続きを一つしてもらえまいかと相談にきた。しかし結婚の相手、日取り、将来に対する本人の考えなど明確でないので、これでは手続きはとれない旨を告げた。その後M子は、結婚は秋まで延期し、自分で働いて結婚資金をつくりたいというていたがそれさき音信不通となっていた。

8月末、M子来室し、7月から婦人相談所に入所していたとのこと、就職したいので相談にのってほしい、但し市内では元の勤め先Pの店主が引きもどしにくるので離れた土地で働きたいとの希望をのべた。室ではI市の県婦人相談員に連絡し、協力を求めたところ、その世話でI市のY縫製工場に住込工賃として働くことに決めた。

10月、M子よりY工場での仕事(釘づけ)が辛い、また寮での人間関係がうまくいかないと手紙で訴えてきた。そこでI市の協助員にY工場の実情と、M子の生活状況の調査を依頼するとともに、M子に対しては、少々つらくても勝手な行動をとらぬよう言い送った。

しかし間もなく、M子より、I市内の布帛工場へ転居し落着いて働いている旨手紙で報告してきたので、今後とも問題がある際は相談にくるように書き送って、一応措置を打ち切った。

(2) 一般婦人問題

一般婦人問題相談に対する措置では生活指導が最も多く、相談対象者の40%に指導を行なっている(前述の相談内容では就職問題に関する相談が最も多く、直接、生活指導を依頼してきたものは少ないが、実際の問題を解決するにあたっては、生活指導をあわせて行なったものが多かったためである)。次いで就職あっせん(19%)、他機関へ引渡し(15%)、紛争の処理(14%)、社会保障適用あっせん(12%)、調査実施(6%)などの措置が多くとられている。またこれらは売春問題相談と同じく、いくつかの措置をあわせて行なう場合が多い

(※17表参照)

第17表

一般婦人問題相談措置状況	(%)
相談対象者総数	100.0
生活指導	40.4
就職あっせん	19.7
他機関へ引渡し	15.5
紛争の処理	14.3
社会保障適用あっせん	12.7
調査実施	6.2
求人あっせん	1.8
職歴援助指導	1.6
内職あっせん	1.4
その他	2.9
未処理	2.7

注) ※17表の注に同じ

最も多い生活指導は、本人のみでなく、夫や両親、家族、子供にまでおよんでおり、その指導は本人の来室を待って行なわれるだけでなく、必要と思われる場合は、家庭、学校、職場等を訪問して数回にわたり指導を行なっている。

(事例 8 (15頁記載)の措置)

保護観察中の身であった長男が釈出し、静岡の自動車修理工場で働いているという便りがあったが、どうしたらよいかという母親K子の相談については長男は小さい時から機械いじりが好きだったとのことなので、現在つとめている自動車修理工場は適当だと思われる。母親はむっと思子を信頼してもよいのではないかと、そして責任をもって、まじめに、元気で働くように、度々激励の手紙を出すよう、また雇用主にも母親から依頼の手紙を出すよう指示した。

なお室からは保護観察所に対して、K子の長男が静岡で就職していることを連絡、あわせてこの問題に対する室の意向を伝えた。(事例 10 (16頁記載)の措置)

母子が別々に暮らすのは、親のためにも子供たちのためにも好ましくないし、子供たちの通学の問題もあつたので、なるべくなら子供たちを引きとって母子一帯に暮した方がよいと思われた。

家は比較的に広いので、適当な人に1室を貸し、下校後の子供たちの世話を頼んではどうかということで、未亡人会に連絡依頼したところ、1日250円、2時〜5時の間、パートタイマーとして通勤できる人をまわしてくれることになった。

(事例 11 (18頁記載)の措置)

対象者S子の前夫は種々の好条件を並べて復縁を迫っているようだが、それも最初の結婚の時と同じく口先だけの話のようでもあり、人手不足の農家に働き手が欲しいためではないかと思われる。S子自身も前夫に対する気持ちがいささかおぼろげで、復縁しても円満にやっていけるとは思われないので、S子に対しては

また若いだし、生活の見通しもあるのだから、結婚をあせらず現在の洋服の仕事に身を入れるよう指導した。

〔事例 12 (19 頁記載) の措置〕

転職の相談にきた N 子は、職場に対する不満や結婚に対するあせりなどから、最近精神が動揺していたところへ、会社が希望転職を募ったのが機となって転職を思いついたものである。

N 子は実姉が至営している小料理屋で働くことを希望しているが、室で調査したところ実姉はある人の妾をしており、小料理屋という業種からみても、N 子が転落するおそれは多分にあり、適当な働き場所であるとは思われない。

そこで N 子には他により就職先をさがすことを約束するとともに、現在の職場を退職することは一時思いとどまるよう指導した。

その後、N 子は協助員宅へ出入するうちに、同じくここへ訪れる自動車運転手 K と親しくなり、K もまじめな青年であるところから、協助員が仲人役となり、結婚することに話がまとまった。

就職あっせんについては、対象者の個人的事情を考慮のうえ、公共職業安定所の協力を得て行なったが、就職先が決定したものは、8 名で、その主な職種は工員、事務員、炊事婦、給食婦、家庭女中、掃除婦、雑役、旅館飲食店女中などである。

(カ 20 表参照)

〔事例 4 (13 頁記載) の措置〕

室では、直ちに公共職業安定所に連絡したところ、市内 M 病院から炊事婦の求人があるとのことなので、電話で病院に連絡、K 江をさしむけた。K 江は、面接の結果、採用が決定した。

なお福祉事務所母子相談員に連絡して、K 江に児童扶養手当が支給されるよう、手続を依頼した。

第 20 表

一般婦人問題のうち、就職あっせん措置状況 (%)

該当相談対象者数	100.0
工 員	12.2
事 務 員	9.8
炊事婦、給食婦	9.4
家庭女中	7.8
店 員	7.3
掃除婦、雑役	6.1
旅館飲食店女中、給仕人	4.1
そ の 他	27.0
不 調	18.3

他機関への引渡しは、家庭裁判所、労務基準局、監督署、公共職業安定所、児童相談所などに措置を依頼したものである。

(カ 21 表参照)

〔事例 10 (26 頁記載) の措置〕

丁子の夫は怠情でしかも暴力をふるい、夫の家族も無理解なので、丁子はこれまでも度々実家や友人の家に身を寄せることがあり、相談に来室した当日も友人の家から直接室へ離婚相談に訪れた。室では、丁子はそのまま家へ帰らず離婚手続をすすめた方がよいと考え、婦人相談所に宿泊できるよう、同所に連絡のうえ丁子を引渡すとともに、離婚をすすめるための援助を所長に依頼した。なお新しい就職については改めて相談にのることを約した。

第21表

一般婦人問題のうち、他機関への引渡し
措置状況 (%)

該当相談対象者数	100.0
家庭裁判所	22.9
労働基準局、監督署	17.9
公共職業安定所	16.8
児童相談所	7.9
福祉事務所	4.7
警察	4.7
婦人相談所	2.1
市民相談室	2.1
法務局人権擁護課	2.1
その他	13.8

注) その他のなかには、結婚相談所、保健所、
地方裁判所、職業訓練所、などを含む。

紛争の処理を行なったものについて(その内容をみると、家庭内の問題の処理、就労先の問題の処理、離婚問題の処理などをはじめとして、土地、住居の問題、財産分与の問題、男女間の問題など多種にわたっており、これらの解決にあたっては、他機関の協力を得たものも少なくない。(第22表参照)

(事例(3)(4)の記載)の借入]

昨年10月、夫が他に女性をつくり別居していることを訴えてきたS子に対しては、暖かい家庭をつくること、また身一つであること、指導するとともに、家裁に同居状養の申立をすることをすすめた。

夫は、S子が現在父母とともに住んでいるK町の田畑を人手にまかせ、S子は子供をつれて岡山に出てくるように、その場合、

K町に渡るS子の父母の生活は保障する。また、どうしてもS子が岡山へ出て来ないで夫にK町に帰れというのなら、老父母の財産を自分の名義に書きかえてほしいといっている。

室ではS子に対し、夫に、長年勤続した会社をやめてK町に帰れというのは無理だから、目先のことにとらわれず、子供をつれて岡山へ出、夫と一緒に住んではどうか、そうすれば、夫は女性関係も自然に解消するだろうからとすすめた。しかし、S子はなかなか老父母と別れてK町を出る決心がつかず、一方、老父母は他に女をつくるような男に財産はやれぬといって財産の書き替えを拒否している。

本年1月、ついに両者の折り合いがつかず、家裁の調停はとり下げとなった。

室で夫の勤務先を調査したところ、夫の勤務状態はまじめであり、女性関係はあるが現在同居はしていないことがわかったので、夫にあつて、子供のためにもよく考えしてほしいと話した。夫は、もうあの家には帰りたくない、妻に対する愛情もなくなった。今さらS子と同居しても長続きはしないだろう、子供は自分が引きとりたいと答えた。

2月、夫から離婚調停が申され、S子は家裁に出頭したが、その際、夫はS子が岡山へ出てきて同居することを承諾しないのなら離婚したい、子供は自分が引きとりたいが、もし妻の方で引きとるのなら、新築した納屋、白所を子供たちに譲り、お金は一切出さないといってきた。

室では再びS子に、岡山へ行って夫と同居することをすすめ、この次の調停までに気持ちをおくように、なお離婚するとなれば、慰謝料および子供の親権などについてもよく考え、調停にのぞむよう指導した。しかし、調停は再び不調に終わったので、室ではS子に連絡をとり、ひきつづき生活指導を行なうこととした。

第22表

一般婦人問題のうち、紛争の処理に関する
措置状況 %

措置状況	%
該当相談対象者数	100.0
家庭内の問題	34.6
親戚先	22.9
離婚	12.6
土地・住居	6.9
財産分与	4.8
男女間	4.3
貸借	3.7
結婚	1.6
その他	3.6

〔事例 13 (17頁記載)の措置〕

協助員がF子の勤務先である工商店を訪問調査したところ、35年12月、F子が入院中に休職を出したものが事務の手直しから退社扱いになっていることが判明した。協助員の指摘により店主もこの誤りを認めたので、早速、社会保険出張所に資格喪失取消し願いを提出したが、正規の手続きを経ているものを取消することはできないと却下された。

36年1月、再度、県保険課に審査を請求したところ、(1)解雇の予告がない。(2)予告なしに解雇した際に支払わなくてはならない規定の30日以上給付も支払っていない。(3)同店の就業規則と従業員休職規定が定られていない。などの理由からようやく資格喪失の無効が認められ、F子の入院療養期間中は休職となり、入院費は全額健康保険で支払われることになった。そのうえ勤務先から休職中の手当も支給されることになった。

社会保険適用あつせんについては、いずれも県民生課、児童課、福祉事務所、婦人相談所、児童相談所、社会保険出張所、民生委員等の協力を得て処理したものであり、その内容は、生活扶助、医療扶助などの生活保護適用あつせん(38%)、児童相談所、母子療育所、婦人寮、養老院、医療施設などの各種社会施設への入居あつせん(31%)、生活資金、修学資金、事業資金などの母子福祉資金借入あつせん(18%)、児童扶養手当受給あつせん(12%)、母子福祉年金、身障者年金などの各種年金の受給あつせん(6%)、健康保険、失業保険などの各種社会保険受給あつせん(3%)、世帯厚生資金借入あつせん(2%)などである。

(オ23表参照) 第23表

一般婦人問題のうち、社会保険
適用あつせんに関する措置状況 %

措置状況	%
該当相談対象者数	100.0
生活保護適用あつせん	38.3
各種社会施設入居あつせん	30.5
母子福祉資金借入あつせん	18.2
児童扶養手当受給あつせん	11.7
各種年金受給あつせん	5.8
各種社会保険受給あつせん	3.2
世帯厚生資金借入あつせん	1.9

注) オ17表の注に同じ

〔事例 5 (14頁記載)の措置〕

父は入院、母は死亡し、生活費、医療費に困っているK代からの相談に対しては、協助員が市社会福祉課に出向いて、K代の家庭の事情を話し、理解と協力を求めた結果、生活保護法による生活扶助と結核で入院中の父に対する医療扶助が受けられることに

なった。

〔事例 14 (21 頁記載) の措置〕

半井の M 子から母子寮入寮について相談を受けた協助員は、これを室に連絡し、室では直ちに福祉事務所へ出て、M 子母子の入寮について話しあった。しかし、現在、母子寮は満員であり、もし欠員があったとしても、旨母子とは何かと問題があるのではなにかという返答であった。

その後、再び協助員より地区民生委員に連絡、相談の結果、M 子母子には住宅扶助が適用されることとなり、現在住んでいる家に引きつづき居住することとなった。

調査実施については婦人少年室単独で行ったものもあるが、警察、労働基準監督署、公共職業安定所などの協力を得て実施したものも少なくない。なお調査は 2 以上の室にまたがる場合が多いので、互いに連絡を密にして調査にあたっている。

〔事例 15 (22 頁記載) の措置〕

H 子より神戸に住む父の生活状態を調査してほしいとの依頼を受けた協助員は、直ちに婦人少年室に連絡、婦人少年室より兵庫婦人少年室へ調査依頼の連絡カードを送付した。

連絡を受けた兵庫婦人少年室では、直ちに H 子の父の勤務先を訪問、雇用主にあい実情を聴取した。その結果、夫は月収 4 万 5 千円、勤務状態はまじめであること、住居は 3 畳 1 間のアパート住まいで、女性関係もなさそうであることなどが判明した。本人は家族と別居生活をしていることについては責任を感じ、早く妻を呼びよせたいと考えている。但し現在の居住地は、神戸市内でも麻薬、売春の発生地で好ましくない環境にあり、妻を呼ぶのなら、まず住居を変えることが先決である。雇用主は、本

人はまじめではあるが恥人気質であり、家族別居のため、どうしても金づかいが荒くなるようだから、妻を早く呼んで堅実な生活をさせたい。その際には住居の心配や、金を融通するなどの援助をしたいと考えていると答えた。

以上、兵庫婦人少年室の調査結果を受理した室は、協助員を通じて H 子にその旨連絡した。

〔事例 16 (22 頁記載) の措置〕

Y 観光株式会社の子業内容、勤務内容等について調査の依頼を受けた室は、Y 社を管轄する公共職業安定所を訪問し、職業紹介係長に面談して Y 社の実情をたずねた。その結果、Y 社は S 町と I 町に店を持つ特殊浴場（トルコ風呂）で従業員 300 名、うち女子 250 名で、そのほとんどは寮生活をしており、従業員の募集にあたっては地方新聞の求人欄に広告をのせ、主として地方の娘を集めるという方法をとっている。先日も IV 県的女子が新聞をみて応募し、話が違ふといって恥安に泣きついてきた事実があるとのことであった。

直ちに I 子には文書で、Y 社の実情を説明、就職を思いとどまるように、できることなら現在の職場にとどまって保母の仕事に励むよう指導した。

その後 I 子より返信があつて、Y 社へ就職することを思いとどまり、ある人の世話でお手伝いさんとして住みこんだことが記されてあつた。

婦人問題相談業務報告書—37年分—

昭和37年12月15日印刷

昭和37年12月15日発行

発行者 労働省婦人少年局

印刷者 三浦商会